

## 内水面漁場計画の一部変更（区画漁業権に係る事項の追加等）後の素案

### 第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 内共第1号から 28 公示番号 内共第28号までは、令和5年4月25日付け山形県告示第345号で公表した内容と同じであることから、省略する。

以下の区画漁業権に係る事項を追加する。

#### 29 公示番号 内区第1号

- (1) 漁場の位置 南陽市大字萩生田及び大字高梨地内
- (2) 漁場の区域 古峯堤
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第二種区画漁業 | こ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

#### 30 公示番号 内区第2号

- (1) 漁場の位置 村山市大字富並及び大字田沢地内
- (2) 漁場の区域 大谷地沼及び下堤
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称         | 漁業時期 |
|---------|---------------|------|
| 第二種区画漁業 | じ ゅ ん さ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

#### 31 公示番号 内区第3号

- (1) 漁場の位置 村山市大字大槇地内
- (2) 漁場の区域 玉ノ木
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第二種区画漁業 | こ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 32 公示番号 内区第4号

- (1) 漁場の位置 東根市大字羽入地内
- (2) 漁場の区域 小見川水源地及びその下流 205メートルまでの小見川
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称       | 漁業時期 |
|---------|-------------|------|
| 第二種区画漁業 | に じ ま す 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 33 公示番号 内区第5号

- (1) 漁場の位置 新庄市大字鳥越地内
- (2) 漁場の区域 溜池
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第二種区画漁業 | こ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 34 公示番号 内区第6号

- (1) 漁場の位置 東置賜郡高畠町大字高安地内
- (2) 漁場の区域 鈴沼
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第二種区画漁業 | こ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

35 公示番号 内区第7号

- (1) 漁場の位置 米沢市大字三沢地内
- (2) 漁場の区域 温水ため池
- (3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第二種区画漁業 | こ い 養殖業 | 周 年  |

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。